

単 価 契 約 仕 様 書

第二児童福祉センター 庶務係
(担当 川上、坂本 電話 612-2727)

件 名	(単価契約) 京都市第二児童福祉センター 電子複写機コピー 1 台
形状・寸法	モノクロ電子複写機 (本館) 手差しトレイ収納状態のサイズが幅 650mm×奥行 750mm 以内
予 定 数 量	モノクロ 600,000 枚 (一箇月当たり 10,000 枚) ※ 予定数量は、過去の実績または予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら保証しない。
契 約 期 間	令和 8 年 9 月 1 日～令和 1 3 年 8 月 3 1 日
契 約 条 件	1 設置場所 京都市伏見区深草加賀屋敷町 24 番地 26 京都市第二児童福祉センター 本館 (2 階作業室) ※駐車場使用可 2 台数 1 台 (本館 1 台) 3 設置機器本体は、次の性能を有するものとする。 (1) デジタル複合機で解像度 600dpi/256 階調以上で高画質なコピーを安定して供給できること。 (2) 最大 A3 サイズから最小通常はがきサイズまでコピー可能であり、複写倍率は 25%から 400%で任意で縮小拡大でき、縦横独立変倍が可能であること。 (3) 給紙は本体前面カセット 4 段以上 (1 段 560 枚以上) と手差し給紙 1 つ以上 (100 枚以上) があること。 (4) ファーストコピースピード (A4 横の場合) はモノクロ 4.5 秒以下であること。 (5) ウォームアップタイムは 30 秒以下であること。 (6) コピースピード (A4 横の場合) は 1 分間に 35 枚以上であること。 (7) コピー機能の出力解像度は、リアル 600dpi 以上で出力可能であること。 (8) 自動両面出力機能を有すること。 (9) 自動両面原稿送り装置を有すること。一度にセットできる原稿数は、100 枚以上とする。 (10) 部数ごとの出力が可能となる様、ソート機能を有すること。 (11) 操作手順が分かりやすく表示されている液晶タッチパネルを装備していること。また、簡単画面ボタンを有し基本機能をまとめたシンプル画面への切替が可能なこと。 (12) 紙詰まり及びトナー交換時にわかりやすいアニメーションガイダンスが表示されること。 (13) エネルギー消費効率が 55kWh/年以下であること。 (14) 受注者自身が部品等の供給もできアフターサービスを完全にする

	こと。 (15) ISO14001 取得企業であること。 (16) ISO/IEC27001 認証企業またはプライバシーマーク認証企業であること。 (17) グリーン購入法・エコマークの複写機基準・国際エネルギースタープログラムの基準に適合していること。 4 コピー料金の支払い (1) 京都市（以下「甲」という。）は受注者（以下「乙」という。）に対して、1 箇月の複写枚数に単価を乗じた額（以下「コピー料金」という。）を、適法な請求があった後、30 日以内に支払うものとする。 (2) 月計算は、月の初日から末日までを 1 箇月とする。 (3) 乙は、毎月末に甲の職員の確認を受けて複写枚数を算出し、甲の指定する方法によって甲に請求する。ただし、乙の責に帰すべき原因で不良の複写が生じた時は、当該枚数を除くものとする。 5 機器の保守 (1) 乙は甲が設置機器を常時正常な状態で使用することができるように、社員を定期的に機器の設置場所に派遣して、設置機器の点検及び調整を行わなければならない。また、乙は必要に応じて消耗品（用紙を除く。）の供給を行うとともに、甲の職員に設置機器の適正な操作方法を指導しなければならない。 (2) 設置機器の故障等により、甲が当該機器を正常な状態で使用できないときは、乙は甲の要請に基づき、直ちに社員を当該機器の設置場所に派遣して、速やかに正常な状態に回復させなければならない。 (3) 乙は災害時には甲の業務への支障を最小限にとどめるよう、代替機器の設置、修繕等の適切な処置をしなければならない。 6 機器の管理等 (1) 甲は設置機器及び消耗品を善良な管理者の注意をもって使用し、管理する。 (2) 甲が機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知する。この場合、当該機器の移動は、原則として乙が行うものとする。 7 情報管理 (1) 乙は、ハードディスク等の記録媒体に記録された情報（以下「データ」という。）を業務の履行以外の用途に使用してはならない。 (2) 乙は、データの管理に当たっては、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん等を防止するなど、その適正な運営に努めなくてはならない。 (3) 乙は、契約が完了したとき、契約内容が変更されたとき又はこの契約が解除されたときは、甲の指示に従って、データを消去しなければならない。 8 予算が減額された場合等の途中解約 (1) 甲は、翌年度以降において電子複写料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。 (2) 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲
--	--

	が翌年度以降に支払を予定していた電子複写料を請求することはできない。 (3) 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、甲に請求することはできない。 9 その他 (1) 税率に変動が生じた場合は、相当額を加減したものを契約金額とする。 (2) この仕様書に定めがない事項及び疑義の生じた事項については、京都市契約事務規則又は双方の協議によることとし、協議が整わないときは、甲の認定するところによる。
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。